

大津町公立保育等再編方針

令和4年3月

大津町

第4章 公立園の再編方針	22
1 公立園の在り方を実現する	
(1)施設形態	
(2)段階的な整備の必要性	
(3)段階的な整備の方向性	
2 公立園の再編方法	
(1)委員会でC案とした経緯	
(2)3案と各案に対する意見等	
3 今後のスケジュール	
第5章 再編実現のために	29
1 方針の推進体制	
2 進捗状況の点検と公表	
参考資料	30
1. 大津町公立保育等再編検討委員会設置要綱	
2. 大津町公立保育等再編検討委員会委員名簿	
3. 策定過程	
4. 公立保育所・公立認定こども園等アクションプラン(第四次)具体的な取り組み	

第1章 「大津町公立保育等再編方針」の策定にあたって

1 はじめに

令和元年10月1日より、幼児教育・保育の無償化がスタートしました。この無償化の意義として、少子化対策の必要性と並び、幼児教育の重要性が掲げられているところです。

そして令和3年5月、「幼児教育スタートプラン」のイメージが公表され、同年7月「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」が設置されるなど、近年、幼児教育の重要性が改めてスポットを浴びています。

一方では、核家族化が進み、家庭や地域において人との関わりが希薄になるなど子どもや子育て世帯を取り巻く環境が変化し、子育ての不安や悩みを持つ保護者の増加、養育力の低下、子どもの貧困などの課題も明らかになってきています。

令和3年4月、本町において12年ぶりに保育所の待機児童数がゼロとなりました。就学前児童数は減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加等により保育ニーズの割合は増加傾向にあります。しかしながら、幼稚園ニーズは減少傾向にあり、公立幼稚園において定員充足率は50%前後となっています。

今後、多様な保育ニーズに対応するとともに、地域全体の教育・保育の質的向上を図り、子どもを取り巻く様々な地域課題に対応するために「大津町公立保育等再編検討委員会」を設置し、行政機関としての公立園はどのような役割を担い、どのように維持していくのか、公立園の在り方とそれを実現する公立園の再編について検討してきました。

本方針は、本町における子どもを取り巻く環境を整理するとともに、本町全体の子育て環境がより良い方向へ向かうように、公立園が担うべき役割や機能及び公立園の再編について今後の方向性を定めたものです。

2 大津町公立保育等再編検討委員会で検討を行った事項

大津町公立保育等再編検討委員会では、具体的に以下のことを検討しました。

① 公立園の役割・在り方を見直す。

求められる幼稚園・保育所等の需要の変化や、急激な少子化の進行、核家族化・高齢化の進行に伴う地域とのつながりの希薄化等、地域・家庭を取り巻く環境の変化の中で、また令和元年10月からスタートした幼児教育の無償化など幼児教育の重要性が掲げられている現状で、公立園の在り方（意義・役割）を見直しました。

② 公立保育園・幼稚園3園の再編方針を検討する。

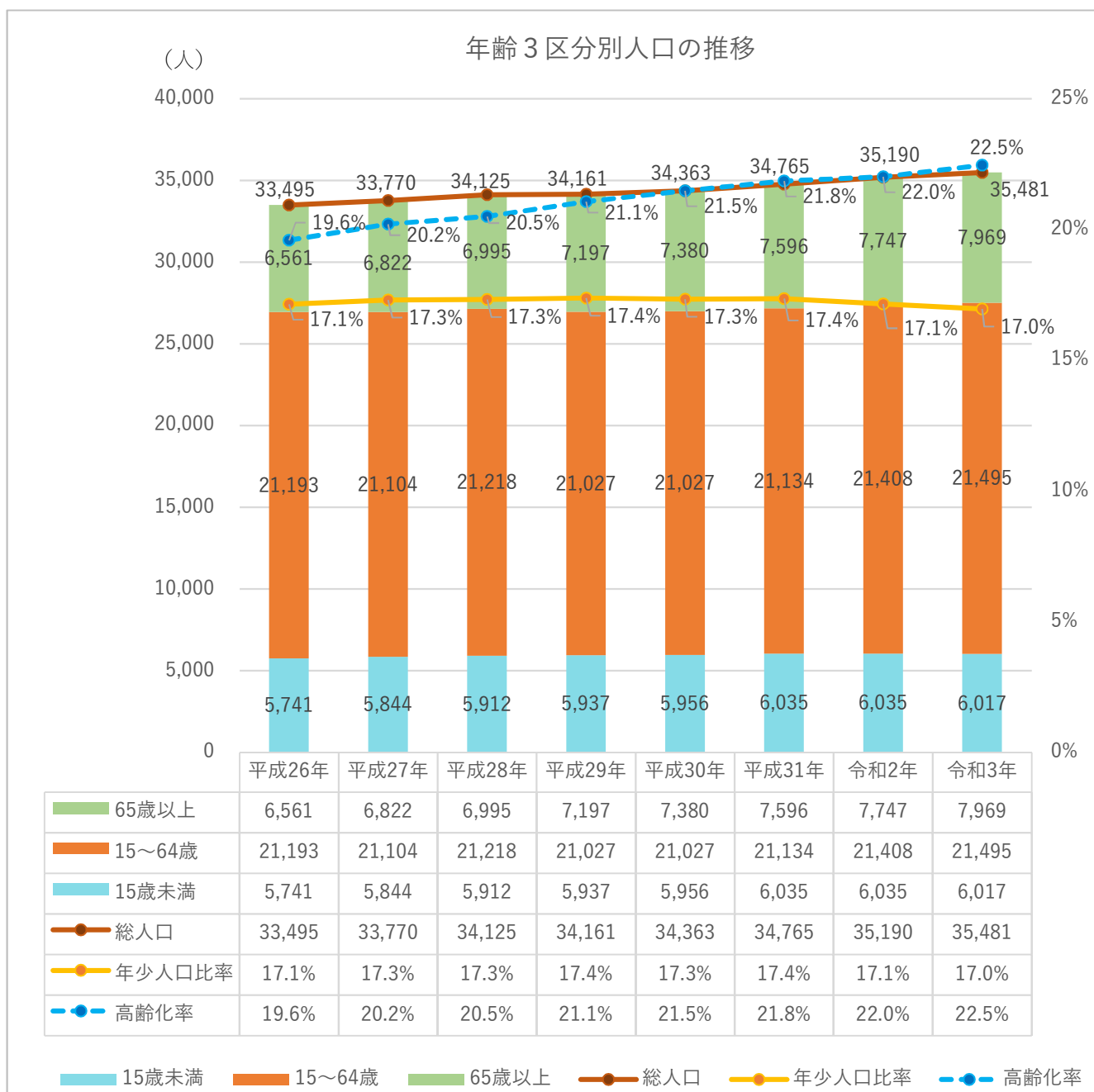
委員会で見直した「公立園の在り方（教育・保育の量の確保、幼児教育・保育の質的向上、地域のセーフティネットなど）」を実現するための、公立保育園・幼稚園3園の再編方針を検討しました。

第2章 保育をとりまく現状と課題

1 本町の状況

(1) 本町の人口

本町の人口は増加傾向にあり、令和3年4月1日現在35,481人となっています。一方、年齢3区分人口を見ると、老年人口（65歳以上）は増加傾向にありますが、年少人口（0～14歳）の人口割合は横ばいの状況です。

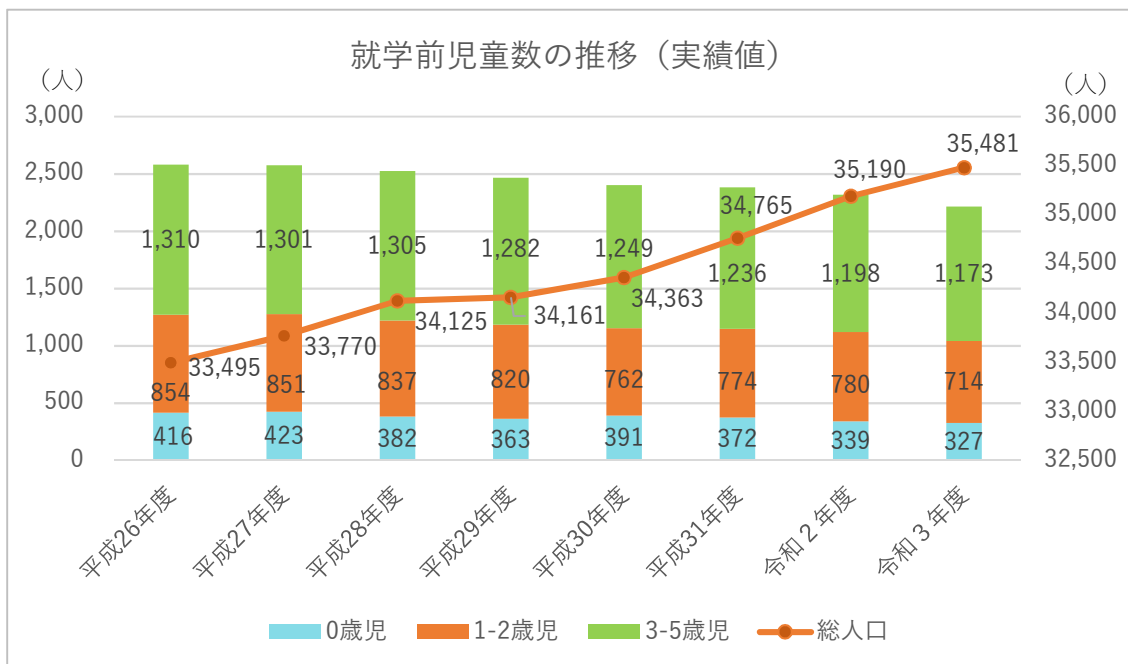


* 出典：大津町住民基本台帳（各年4月1日、単位：人）

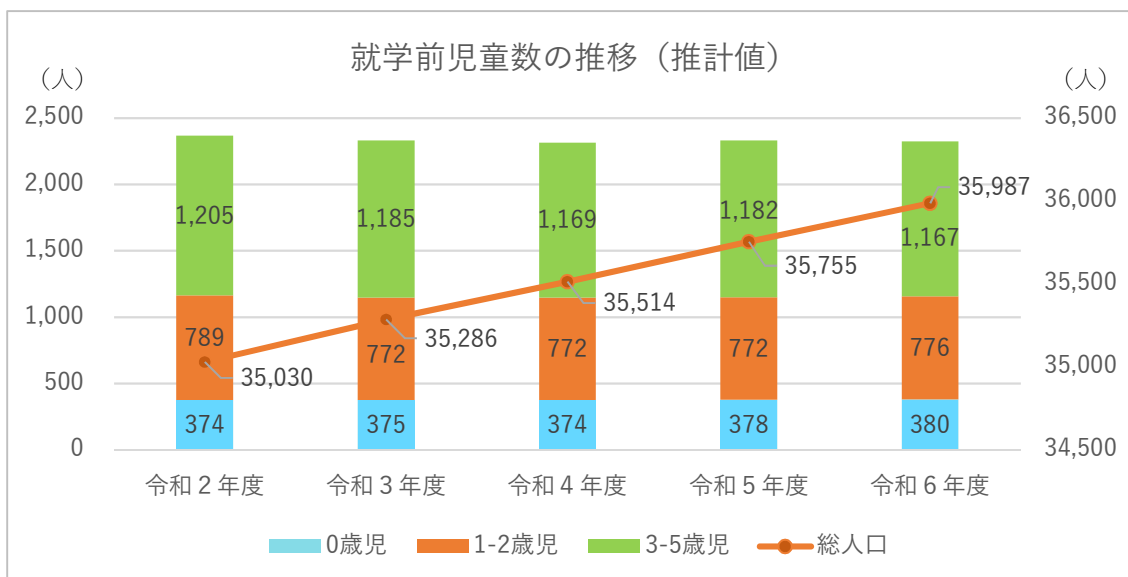
(2) 就学前児童数

本町では、年少人口の割合は平成26年度からほぼ横ばいの状況ですが、就学前児童数（0～5歳）は、平成26年度から令和3年度までに366人減少しています。

また、令和2年度に策定した「第2期大津町子ども・子育て支援事業計画」では、今後も児童数は減少していくものと推計しています。



* 出典：大津町住民基本台帳（各年4月1日現在、単位：人）



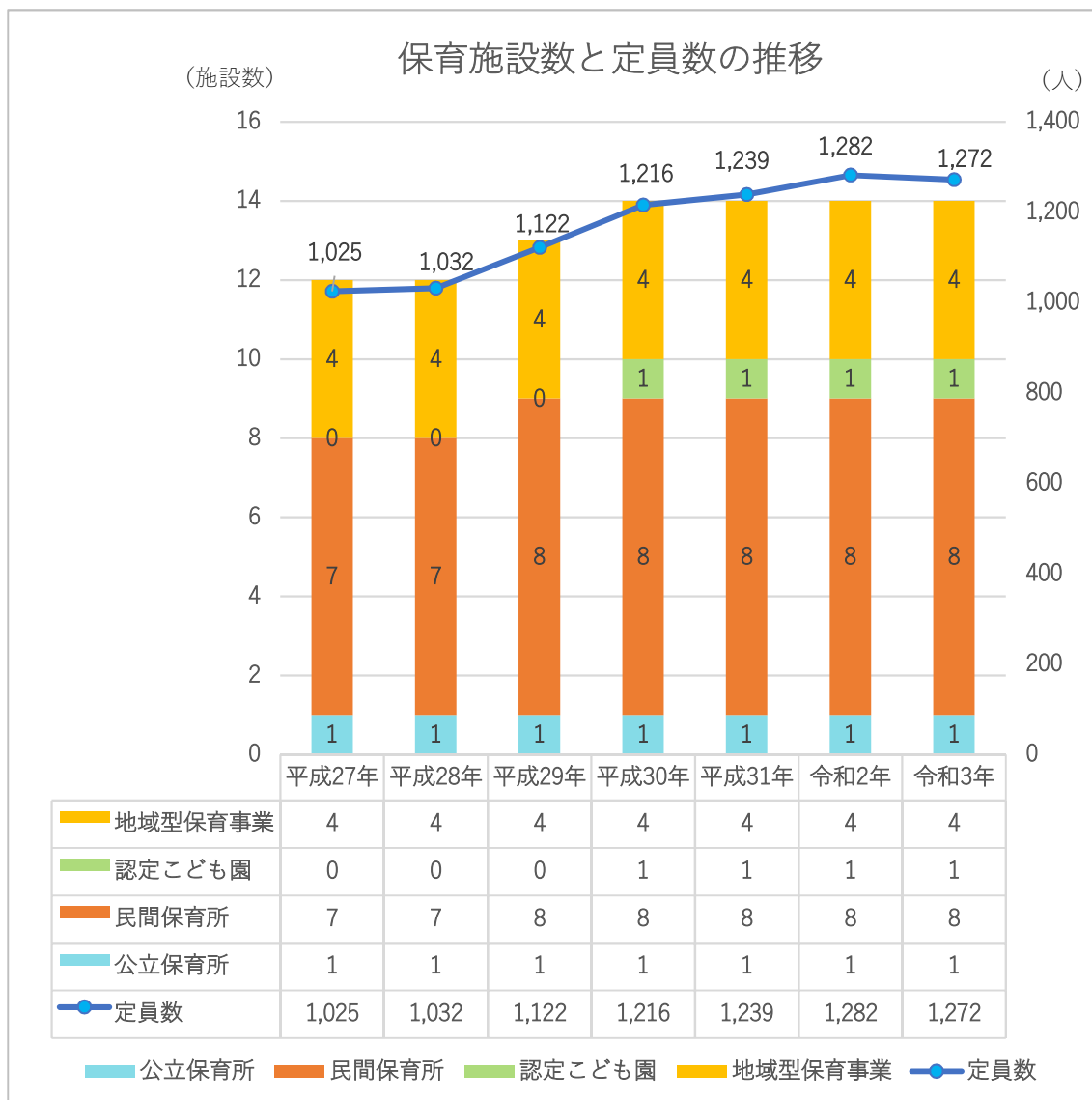
* 各年4月1日現在、単位：人

* 出典：「第2期大津町子ども・子育て支援事業計画」（令和2年3月策定）実績を使用し、コーホート変化率法をもとに、各地域の人口の増減の状況を勘案し算出

2 保育の状況

(1) 保育所の設置状況

令和3年4月1日現在、本町の保育施設は、公立保育所1園（分園除く）、民間保育所8園、認定こども園1園、地域型保育事業4園となっています。また、認可外保育施設が4施設あります。

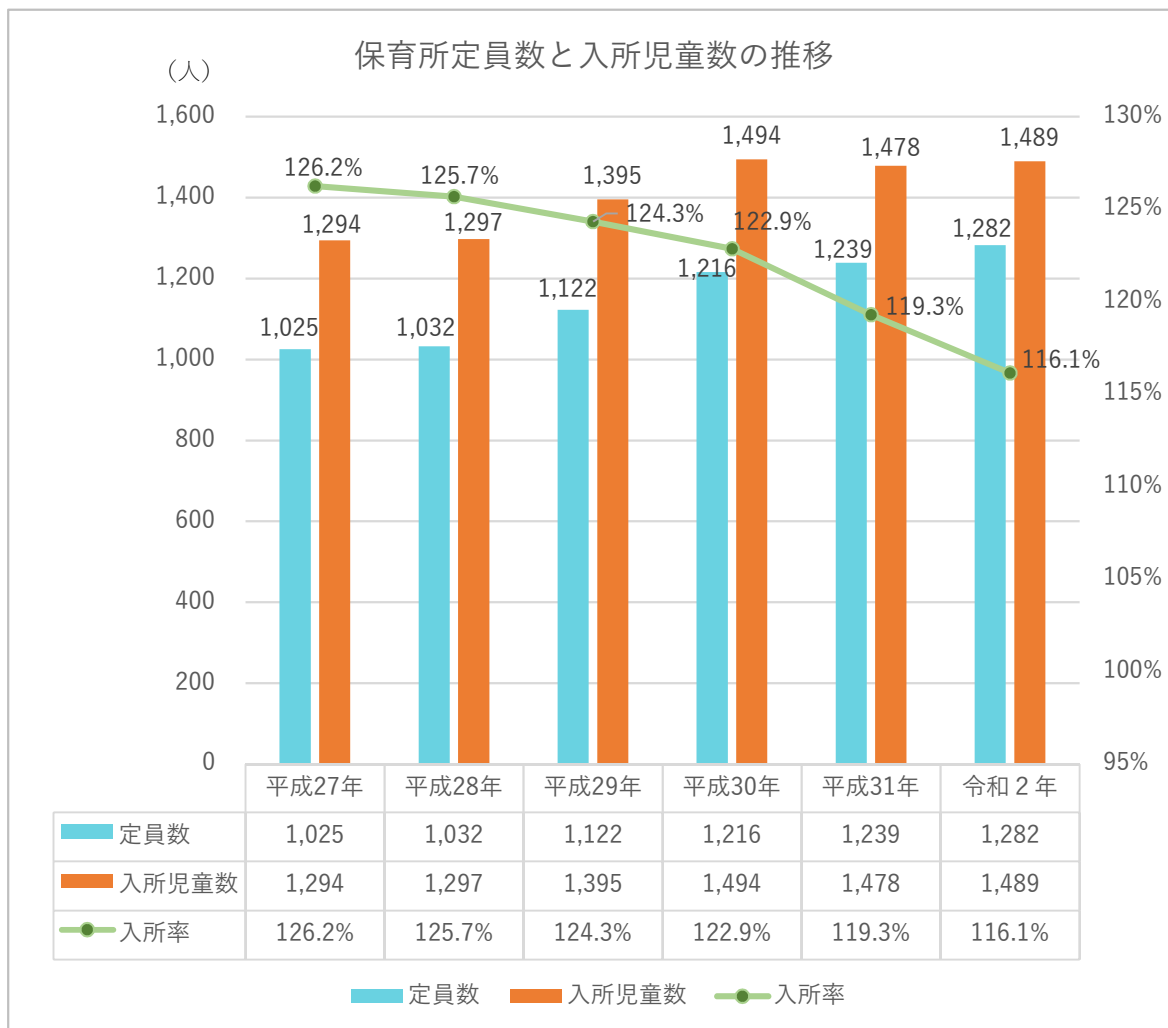


* 出典：子育て支援課作成資料（各年度3月末現在）

平成27年度に子ども・子育て支援新制度に移行し、これまでの幼稚園と保育所に加え、教育と保育の両方の機能を併せ持つ「認定こども園」、待機児童の多い2歳児までを対象に少人数の子どもを保育する「地域型保育事業」が創設されました。

(2) 保育所の入所状況

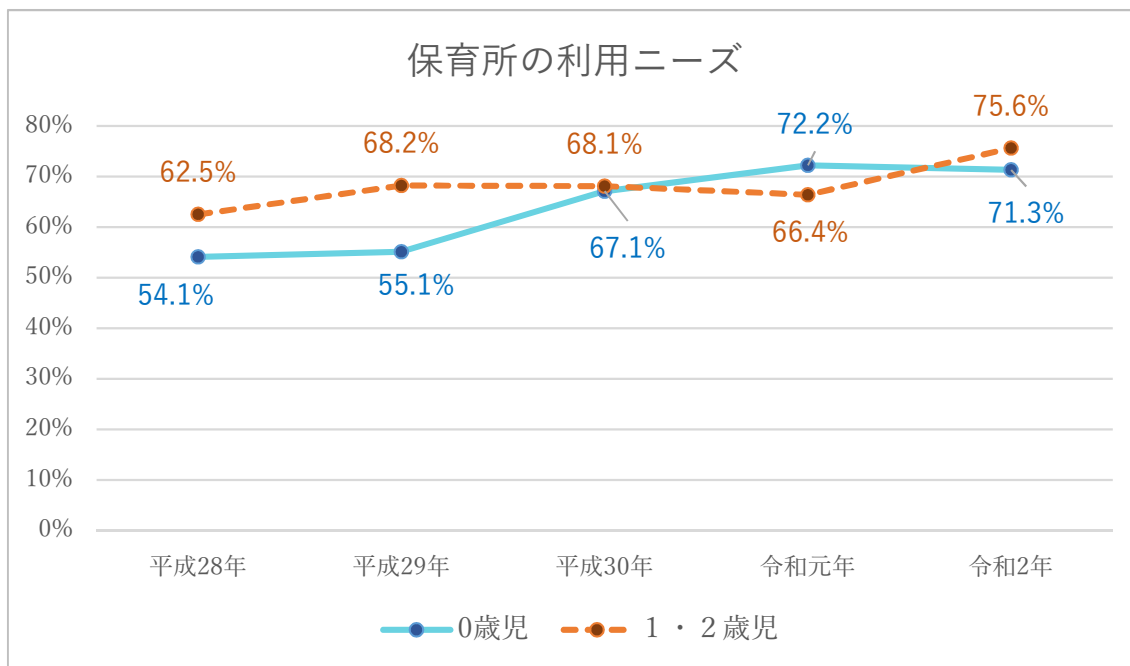
令和3年12月1日現在、町内保育所の定員1,272人、入所児童数1,436人、入所率は112.9%です。保育所定員の弾力的運用を実施し、待機児童解消のために定員を超える児童の受け入れを行っています。



* 出典：子育て支援課作成資料（各年度3月末現在、単位：人）

(3) 保育所の利用ニーズ

就学前児童数は減少傾向にあるものの、共働き世帯等の増加に伴い0歳から2歳の保育を必要とする保護者は増加傾向にあります。



* 保育ニーズ割合：保育利用希望者数（転園希望除く）/人口（各年度3月末現在）

* 出典：子育て支援課作成資料

(4) 待機児童数の推移

平成29年に61人であった待機児童数は、令和3年4月1日現在、ゼロとなりました。これは平成21年4月以来12年ぶりでした。

また、待機児童数（年度末）の年齢をみると、待機児童のほとんどが0歳児であること、3歳児から5歳児で待機児童が発生していない（受け皿が充足している）ことがわかります。

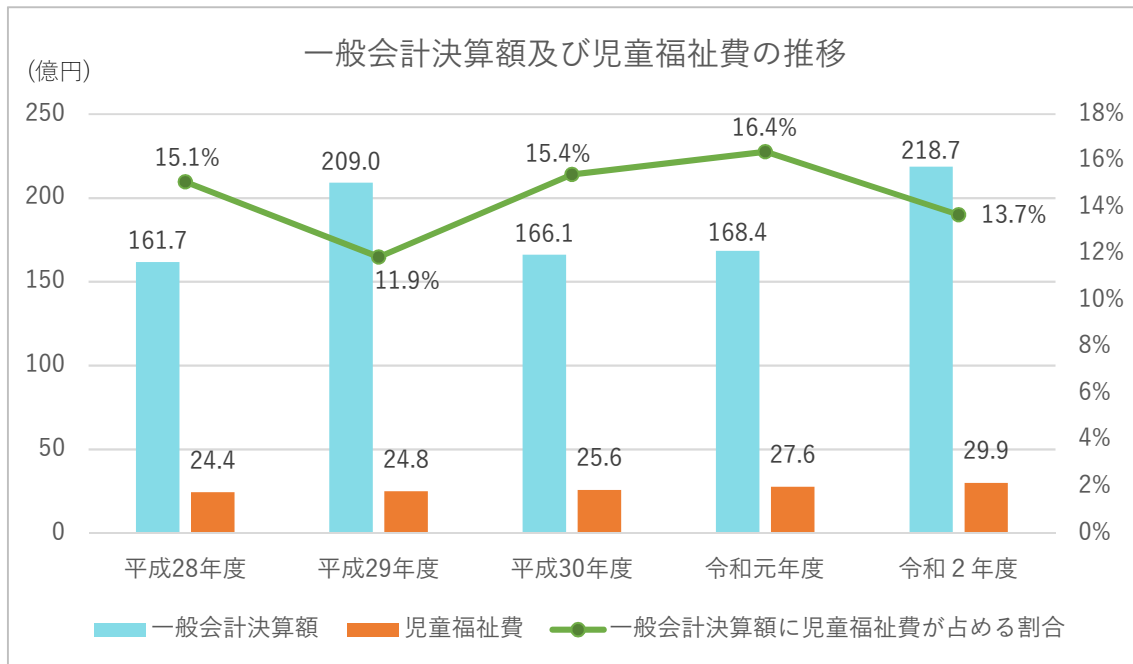


* 出典：子育て支援課作成資料（各年度末、単位：人）

3 保育所・幼稚園関係運営費の推移

(1) 一般会計決算額及び児童福祉費の推移

本町の一般会計決算額は投資的経費（*）の影響により増減しています。児童福祉費については、平成28年度24.4億円から令和2年度29.9億円へ約5.5億円増加しています。

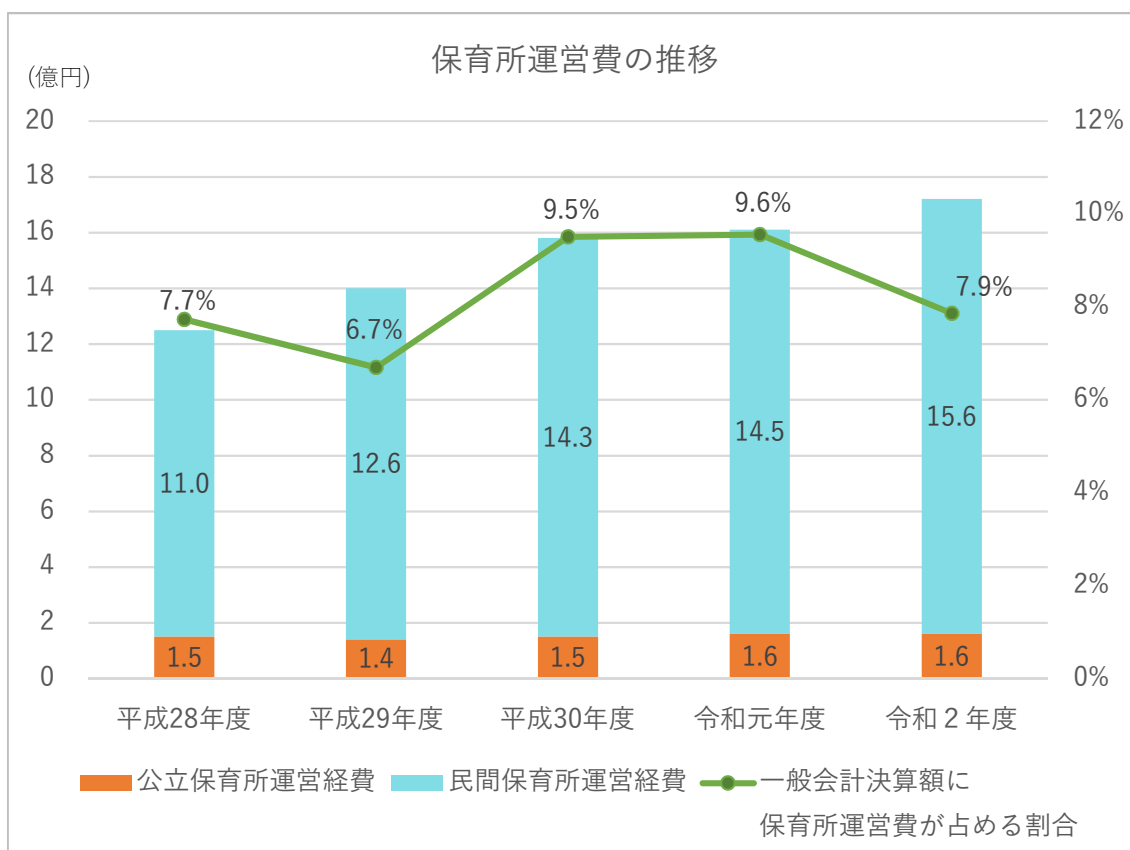


* 投資的経費：道路、学校、公園などの各種社会資本の新增設事業を行う際の経費のことで、事業の実施状況により、年度ごとに变化する。

* 出典：子育て支援課作成資料（単位：億円）

(2) 保育所運営費の推移

公立保育所と民間保育所の運営費は、平成28年度の約12.5億円から令和2年度の約17.2億円へ約4.7億円増加しています。この間、施設数は12施設から14施設へ2施設増加、定員数は1,032人から1,282人へ250人増加しています。

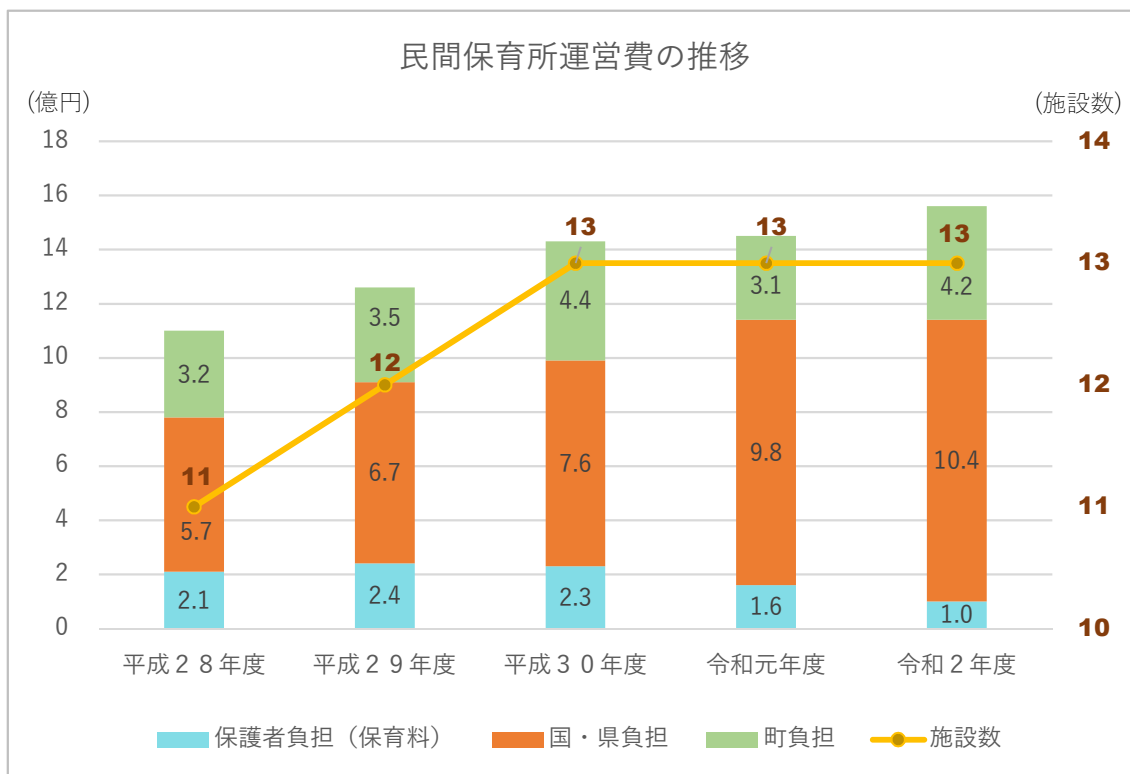


* 保育所運営費は熊本地震関係費・新型コロナウイルス感染症対策費を除く。

* 出典：子育て支援課作成資料（単位：億円）

(3) 民間保育所運営費の推移

民間保育所の運営費は、主に委託費と運営補助金により賄われており、平成28年度の約11億円から令和2年度の約15.6億円まで増加しています。これに伴い、本町の負担額についても、約3.2億円から約4.2億円に増加しています。



* 出典：子育て支援課作成資料（単位：億円）

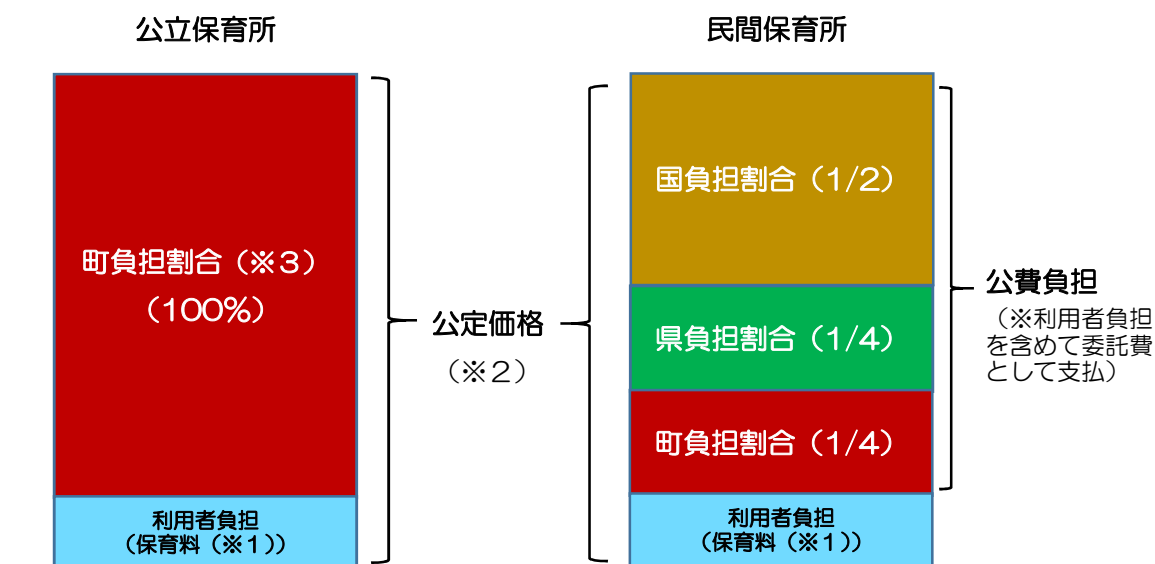
【参考】 保育所の運営費について

運営費については、公立保育所については、全額町負担となっています。

また、民間保育所については、施設型給付費を負担金として支出しています。

なお、幼児教育・保育無償化の実施により3歳から5歳までと、住民税非課税世帯の0歳から2歳までの保育料が無償となり、民間保育所については、保育料を国1/2、県1/4、町1/4で負担し、公立保育所については、全額を町が負担することとなっています。

■ 運営費の公立と民間保育所の負担割合比較



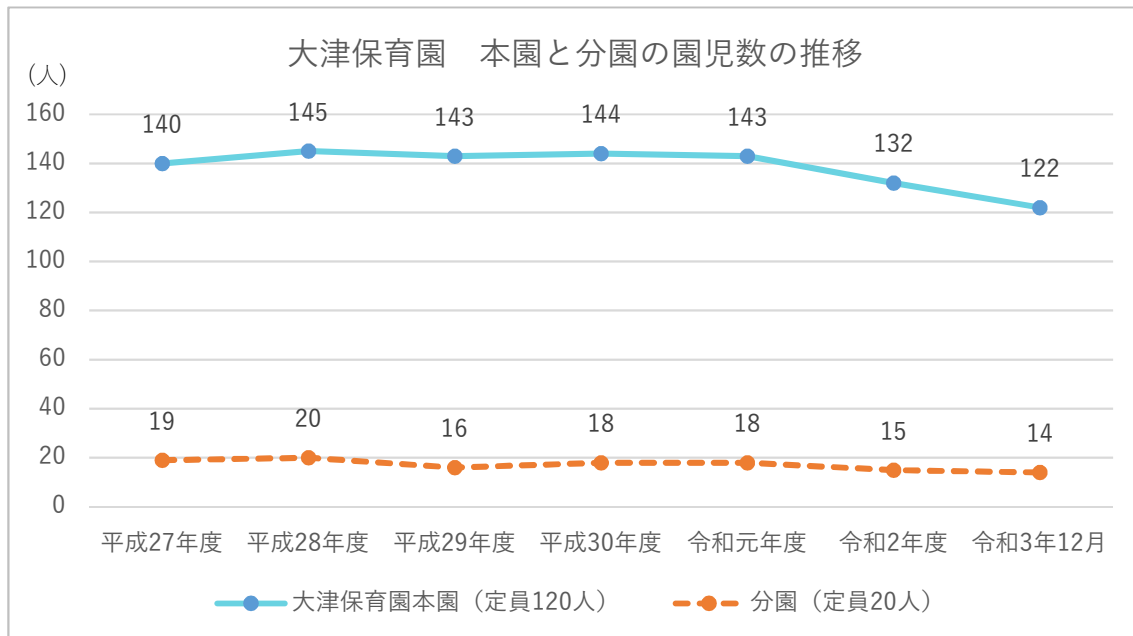
- ※1 令和元年10月から3~5歳と住民税非課税世帯の0~2歳の保育料が無償化となっている
- ※2 公定価格は、子ども一人あたりの教育・保育に通常要する費用を基に算定されており、認定区分、保育必要量、施設の所在する地域等を勘案して算定される
- ※3 公立保育所運営費は、国の地方交付税制度に位置付けられている

4 公立保育所・幼稚園の状況

(1) 公立保育所の園児数

大津保育園の園児数は、平成28年度をピークに減少傾向にあります。依然として定員を超える受け入れを行っている状況です。

また、平成26年10月に待機児童対策として児童館を利用し開園した大津保育園分園は、令和3年4月に待機児童数がゼロとなったことと、利用者が減少していることから、当初の目的を達したとして、令和4年4月1日、大津保育園に統合することとしました。

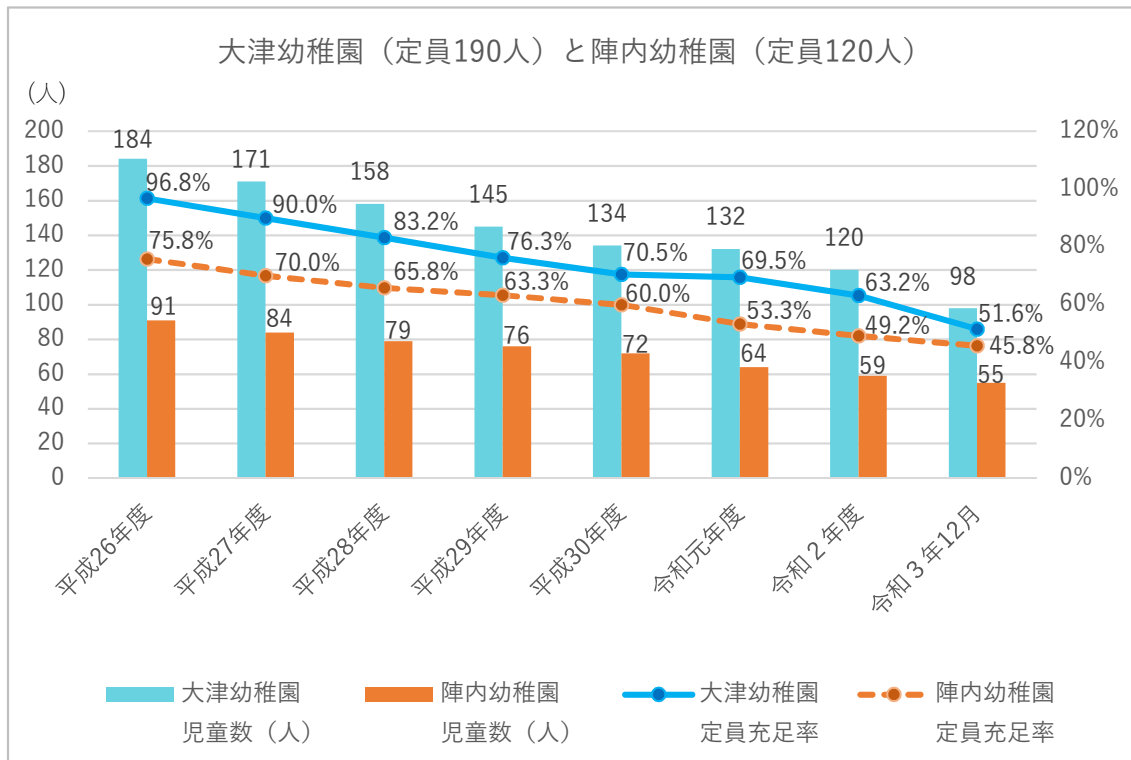


* 出典：子育て支援課作成資料（各年度末、単位：人）

(2) 公立幼稚園の児童数

大津幼稚園、陣内幼稚園の児童数は、平成 26 年度から減少傾向にあります。

公立幼稚園の児童数の推移



* 平成 26～令和 2 年度（年度末）、令和 3 年 12 月 31 日

* 出典：子育て支援課作成資料

(3) 公立保育所・幼稚園の施設の状況

本町の公立保育所・幼稚園 3 園は、建築後 40 年以上経過している施設も 1 園あり老朽化が進んでいます。また、その他の施設も長寿命化のため改修等を必要とする時期を迎えています。

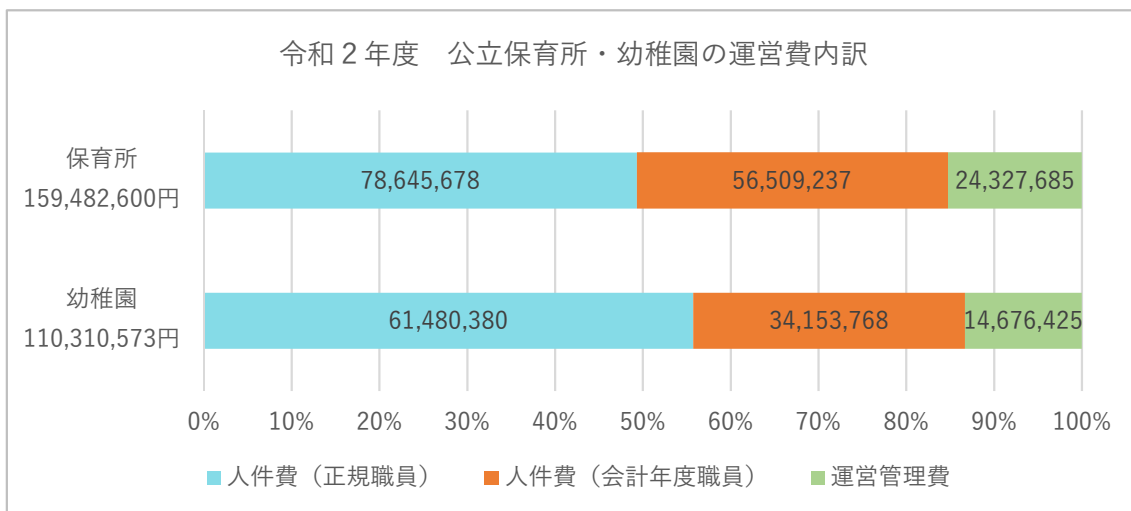
■施設の状況

	大津幼稚園	陣内幼稚園	大津保育園
建築年月日	平成 5 年 3 月 30 日	昭和 44 年 12 月 8 日	昭和 61 年 3 月 1 日
建物構造	鉄筋コンクリート	木造	鉄筋コンクリート
原則使用年数	60 年	40 年	60 年
経過年数	28 年	51 年	35 年
その他		H26.3.15.園舎増築	H23.9.1 園舎増築

* 出典：大津町個別施設計画（令和 3 年 3 月）

(4) 公立保育所・幼稚園の運営費

公立保育所、公立幼稚園の運営費（歳出）の内訳をみると、職員人件費（正規職員と会計年度任用職員）がそれぞれ 84.7%、86.7%を占めています。



* 新型コロナウイルス感染症対策費を含まない。

* 出典：子育て支援課作成資料

(5) 保育士、幼稚園教諭等の状況

公立保育所・幼稚園の3園とも、幼稚園教諭・保育士に占める会計年度任用職員の割合は50%を超えており、クラス担任を正規職員で配置できない園もあります。

公立保育所・幼稚園の職員数 (令和3年4月1日、単位：人)

		大津保育園	分園	大津幼稚園	陣内幼稚園
正規職員	幼稚園教諭・保育士(*)	9	1	6	3
	調理士・事務等	4	0	0	0
会計年度任用職員	幼稚園教諭・保育士	23	4	7	6
	保育補助・調理補助・看護師等	4	0	1	0
合計		40	5	14	9
幼稚園教諭・保育士に占める会計年度任用職員の割合		71.9%	80.0%	53.8%	66.7%

(*) 園長を含む。

* 大津保育園分園の人権啓発福祉センター兼務1人を除く。

5 公立保育所・幼稚園の課題

(1) 公立幼稚園の課題～幼稚園ニーズの変化～

平成27年4月、子ども・子育て支援新制度が開始され、幼稚園において保育料は、原則として、所得段階に応じた負担を利用者に求めることとなりました。令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化がスタートし、3歳から5歳の保育料は無償となりました。

このような背景のもと、公立幼稚園は2園とも、平成26年度をピークに児童数が減少しており、令和4年度も、大津幼稚園、陣内幼稚園とも児童数が更に減少する見込みです。

幼稚園は、文部科学省の「幼稚園教育要領」において「幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とすること」とされ、この標準時間を基に各園で登園・降園時間を定めています。一方、保育所は、共働き等の事由により保育の必要がある場合に利用されるもので、保育時間は保護者の就労等の状況に応じて1日最大11時間（保育標準時間）です。

核家族化などといった社会状況の変化により、共働き世帯の増加や就労形態の多様化などで幼稚園ニーズが減少しており、今後もこの傾向は続くと思われま

(2) 公立保育所の課題～保育ニーズの変化と医療的ケア体制整備～

本町の就学前児童数は減少しているものの、共働き世帯の増加などにより0歳児から2歳児までの保育ニーズ（利用希望者）は増加傾向にあります。今後も保育士確保が課題となっております。

また、令和3年度、大津保育園に看護師の配置を行いました。今後、医療的ケアを要する子どもやその家庭を支援できるように体制整備を行っていく必要があります。

(3) 施設の老朽化

公立園3園ともに施設の老朽化が進んでおり、施設の修理や大規模改修を必要とする時期を迎えています。子どもの健やかな発達を支える環境を整えるためにも、財政状況も踏まえ、公立園の今後の方向性を定める必要があります。

6 保育をとりまく課題

(1) 就学前児童数の減少と今後の保育需要の見通し

これまで民間保育所等の整備を進めたことにより、令和3年4月1日現在の待機児童数はゼロとなりました。就学前児童数（0～5歳）が年々減少していることから、待機児童は近く解消されるものと見込まれています。

しかしながら、誘致企業の進出等による保育需要の見込みに、今後は注視していく必要があります。

これらの状況を考慮しながら、これまで整備を進めた民間保育所の体制を維持しつつ、町全体で適切な定員設定となるよう対応を図る必要があります。

(2) 保育の質の確保

保育の需要は、女性の就労率の上昇や国の政策と相まって近年大きく伸びており、民間活力を活用しながら、公民で地域の保育を支えています。

本町においては、認定こども園や地域型保育事業など、様々な保育サービスが提供される中、民間保育所が保育の担い手としての大きな役割を果たしており、これまでの急速な受け皿の量的拡大に伴い、改めて公民で保育の質の確保に向けて取り組む必要があります。

(3) 支援を必要とする家庭への対応

公立保育所は、入所児童とその保護者だけでなく、地域の子育て支援にも積極的に取り組んできました。

近年、発達課題のある子ども、生活困窮世帯の子ども、虐待が疑われる子ども、医療的ケアが必要な子どもなど、特別な配慮を必要とするケースについて対応が多様化しており、関係機関等と連携した適切な対応が求められています。

第3章 公立園の在り方

1 公立園に求められる機能

令和元年10月、幼児教育・保育の無償化がスタートしました。令和3年5月、経済財政諮問会議において文部科学大臣から「幼児教育スタートプラン」のイメージが公表され、同年7月「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」が設置されるなど、幼稚園・保育所等には質の高い幼児教育の提供と、小学校教育への円滑な接続が求められています。

このような状況において、保育ニーズは0歳児から2歳児の増加傾向、保護者の就労時間の多様化など広がりを見せており、公立私立の別に関わらず地域の教育・保育の質を高める取組が、行政機関としての公立園に必要となっています。

また近年、核家族化が進み、家庭や地域において人との関わりが希薄になる一方で、子育ての不安や悩みを持つ保護者が増加し、養育力の低下や児童虐待の発生が危惧されています。これらの課題に、公立園は行政機関としてのネットワークを活かした地域の子育て家庭のセーフティネットとして、妊娠期からの切れ目のない支援、医療的ケアを要する子どもへの対応、生活困窮家庭や社会的困難を抱えている家庭への支援などが求められています。

(1) ワークショップ

「公立園の在り方を考える」をテーマに、参加者を公募し、公立園の幼稚園教諭・保育士と共にワークショップを開催しました。公募枠の参加者（6人）、公立園の保育士・幼稚園教諭などにより、各班で活発な意見が交わされました。

●開催日

①令和3年11月1日（参加19人） ②令和3年11月9日（参加22人）

●公立園に期待すること（公募班）

- ・発達段階に応じた教育・保育・地域の要（リーダー）に
- ・待機児童の受け皿に
- ・選択の幅を広げる（公立・私立、幼稚園・保育園、認定こども園、小規模保育所など多岐の選択肢）
- ・公立園＝町の顔
- ・ふるさとのことを誇りに思える園に など

●公立園に求められること（公立園の幼稚園教諭・保育士など）

- ・自園の子どもだけでなく、町全体の子育て家庭を支える
- ・子育ての悩みを聞く相談機能
- ・町内保育施設の教育・保育の中心的存在（質の向上）
- ・医療的ケアを要する子どもの受入れやその家族に対する支援
- ・幼児教育・保育など、小・中の連携だけでなく、地域全体での見守り体制
- ・関係機関や教育委員会との連携 など

（意見抜粋）

(2)「公立保育所・公立認定こども園等アクションプラン（第四次）」

(全国保育協議会より)

全国保育協議会では、平成 18 年に、公立保育所が地域で果たしている役割とその必要性を整理し、地域の子育て支援の拠点としてさらに充実していくことを目標に「公立保育所アクションプラン」を策定しました。その後も制度の変遷等を踏まえ見直し、平成 31 年 3 月に「公立保育所・公立認定こども園等アクションプラン（第四次）」を策定しており、今回の大津町公立保育等再編検討委員会での方針検討の際に参考としました。

「第四次プラン」では、大きな目標として「地域の多様なニーズに応え、かつ、地域子育て支援の拠点として次世代育成の中心的な役割を果たす公立保育所・公立認定こども園等になる」ことを掲げています。そして、この目標実現のために「公立保育所・公立認定こども園等の強みを活かした『アクション』」として、1. 地域の子育ち・子育てニーズに即した公共サービスとしての実践、2. 行政機関としてのネットワークを活かした関係機関との連携強化、3. とくに配慮を要する子どもの保育やその家庭の支援の充実、4. 保育士等の資質・専門性の向上、5. 地域住民との協働、子育て文化の創造、6. 公立保育所・公立認定こども園等の果たす役割の重要性、必要性の P R の 6 つの柱を掲げています。

* 「公立保育所・公立認定こども園等アクションプラン（第四次）具体的な取り組み」は参考資料 35 ページに掲載しています。

2 公立園の在り方（意義・役割）

（1）4つの柱

ワークショップのご意見や全国保育協議会の「公立保育所・公立認定こども園等の強みを活かした『アクション』」を参考に、公立園の在り方については次の4点を柱としました。

公立園の在り方・ワークショップの内容等	「アクション」番号（P35） （全国保育協議会より）
幼児教育の拠点 <ul style="list-style-type: none"> ・発達段階に応じた教育・保育の提供 ・幼児教育・保育の地域のまとめ役 ・町内保育施設の教育・保育の中心的存在（質の向上） ・関係機関や教育委員会との連携 ・どこの園に通っても子どもにとって平等な保育 	1.2.4.6
子育て支援の拠点（在宅子育て家庭支援） <ul style="list-style-type: none"> ・子育ての悩み等を聞く相談機能（在宅で子育てをする家庭への支援） ・保護者が駆け込んでいける場所 ・地域全体での見守り体制（地域との連携のしやすさ） ・医療的ケアを要する子どもの対応 	1.2.3.5.6
地域のセーフティネット <ul style="list-style-type: none"> ・行政のネットワークを活かした関係機関との連携 ・子どもたちのセーフティネット ・災害時における子育て支援 	2.5.
幼稚園機能と保育園機能の保持 <ul style="list-style-type: none"> ・待機児童の受け皿 ・選択の幅（公立・私立、幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育園など多岐の選択肢） 	

第4章 公立園の再編方針

1 公立園の在り方を実現する

(1) 施設形態

公立園の在り方とした4つの柱を実現する必要があります。

■4つの柱

- ①幼児教育の拠点
- ②子育て支援の拠点（在宅子育て家庭の支援）
- ③地域のセーフティネット
- ④幼稚園機能と保育園機能の保持

■施設類型（『子ども・子育て新制度なるほどBOOK』内閣府・文部科学省・厚生労働省）

幼稚園 3～5歳	小学校以降の教育の基礎をつくるための 幼児期の教育を行う学校		
	利用時間	昼過ぎごろまでの教育時間に加え、園により午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中の預かり保育などを実施。	
	利用できる保護者	制限なし。	
認定こども園 0～5歳	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、 地域の子育て支援も行う施設		
	0～2歳	利用時間	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。
		利用できる保護者	共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者。
	3～5歳	利用時間	昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする場合は夕方までの保育を実施。 園により延長保育も実施。
利用できる保護者		制限なし。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ポイント</div> 3～5歳のお子さんは、保護者の働いている状況に関わりなく通いなれた園を継続して利用できます。			
保育所 0～5歳	就労などのため家庭で保育できない 保護者に代わって保育する施設		
	利用時間	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。	
	利用できる保護者	共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者。	
地域型保育 0～2歳	保育所（原則20人以上）より少人数の単位で、0-2歳の子どもを保育する事業		
	4つのタイプ ①家庭的保育（保育ママ） ②小規模保育 ③事業所内保育 ④居宅訪問型保育		

(2) 段階的な整備の必要性

令和4年度、公立3園を利用予定の児童数は約260人です。この教育・保育の量(受け皿)を確保しつつ再編するために、段階的な整備を行うこととしました。

■令和4年度公立3園の利用児童数(予定) (単位:人)

園名	幼稚園	保育園		計
	1号 (3~5歳児)	2号 (3~5歳児)	3号 (0~2歳児)	
大津幼稚園	100	0	0	100
陣内幼稚園	40	0	0	40
大津保育園	0	80	40	120
合計	140	80	40	260

(3) 段階的な整備の方向性

必要な教育・保育の量(受け皿)を確保しつつ、次の2段階に分けて整備を進めます。

第1段階 公立3園を2園に再編する。

- ・受け皿の確保
(特にニーズが増加している0~2歳児の受け皿に配慮が必要)
- ・在園児・保護者に負担がかからないような配慮

第2段階 公立園として町の幼児教育・地域子育ての拠点・地域セーフティネットを目指す。

2園を1園に再編する。

- ・受け皿の確保
- ・在園児・保護者に負担がかからないような配慮

2 公立園の再編方法

公立園の在り方「4つの柱」を実現する再編方法として、事務局（子育て支援課）から次の3案を示し、大津町公立保育等再編検討委員会からの助言を受け、再編方針をC案とすることとしました。

なお、委員会では、A案、B案、C案それぞれに様々な意見がありましたが、0～2歳児の保育ニーズ増加の対応（受け皿の確保）や保育士確保など総合的な観点から、再編の方向性をC案としました。

（1）委員会でC案とした経緯

■再編方法「C案」

第1段階	方法	公立大津幼稚園（100人）を認定こども園移行（120）を条件に民営化する。
	再編後	・公立陣内幼稚園（40人） ・公立大津保育園（120人） ・民間認定こども園（120人）
第2段階	方法	公立陣内幼稚園（40人）と公立大津保育園（120人）を統合し、公立認定こども園（160人）とする。
	再編後	・公立認定こども園（160人） ・民間認定こども園（120人）

*（）内は定員数、公立幼稚園は令和4年度児童数（予定）を基にしています。

■検討内容（議事録から抜粋）

- ・A案は、第1段階が二つの幼稚園統合ということで、スケジュール的に実施しやすいが、保育ニーズ（0～2歳児）の受け皿確保ができない。
- ・B案は、早い時期に公立認定こども園ができることには意義があるが、保育士確保が困難なため実現が難しい。
- ・C案は、0～2歳児の受け皿となり、民営化タイミングもいい。
- ・第2段階で公立園が地域の拠点として、相談機能や地域のセーフティネットの役割を担う施設になるなら、大津中校区には子育て支援センターがあり、大津北中校区にはないというところは、（場所の）一つのものさしになる。
- ・大津保育園を認定こども園とするなら、現在グラウンド等も狭いし、場所の検討をしてほしい。
- ・全国的にも人口減少傾向にある中で、民営化のタイミングとして、今なら受け手もいるかと思うが、5年先の民営化は誰も手を挙げないのではと危惧する。
- ・どの案でも、園児と保護者に丁寧に説明してほしい。
- ・C案であれば、第2段階までしっかり整備してほしい。

(2) 3案と各案に対する意見等

【A案】

第1段階	方法	公立大津幼稚園（100人）と公立陣内幼稚園（40人）を統合し、公立大津幼稚園（140人）とする。
	再編後	・公立大津幼稚園（140人） ・公立大津保育園（120人）
第2段階	方法	公立大津幼稚園（140人）と公立大津保育園（120人）の一方を公立認定こども園とし、他方を民営化する。
	再編後	・公立認定こども園（120人） ・民間認定こども園（160人）

*（）内は定員数、公立幼稚園は令和4年度児童数（予定）を基にしています。

①メリット・デメリット

- ・第1段階においては、施設形態が同じであり、現在の大津幼稚園定員数（190人）を超えていないため、実施（統合）しやすい。
- ・第1段階では、幼稚園2園を1園とするため、0～2歳児の受け皿とはならない。町は何らかの方策を検討するか、速やかに保育の受け皿が確保できる第2段階を進める必要がある。

②委員会での意見等

- ・スケジュール等を鑑みてA案が実施しやすいのではないか。

【B案】

第1段階	方法	公立大津幼稚園（100人）と公立陣内幼稚園（40人）を統合し、公立認定こども園（160人）とする。
	再編後	・公立認定こども園（160人） ・公立大津保育園（120人）
第2段階	方法	公立認定こども園（160人）と公立大津保育園（120人）のどちらかを民営化し、公立園は認定こども園とする。
	再編後	・公立認定こども園（160人） ・民間認定こども園（120人）

*（）内は定員数、公立幼稚園は令和4年度児童数（予定）を基にしています。

①メリット・デメリット

- ・第1段階において、0～2歳児の保育の受け皿が確保できる。
- ・第1段階において、大津保育園以上の保育士を確保しなければならず、保育士確保については大変難しい。

②委員会での意見等

- ・0～2歳の受け皿確保ができるし、公立園を先に認定こども園にすることで、他の園のリーダー的な存在でいてほしい。
- ・保育士確保については民間でも苦慮している。
- ・公立で保育士の募集をかけるが、なかなか応募がなく厳しい状況。約20人近くの募集となるとかなり厳しいと思う。
- ・第2段階の民営化のタイミングとして、今なら民間の受け手がいるかもしれないが、全体的に見て今後人口減になるので、例えば5年後民営化する場合受け手がいるのか危惧する。

【C案】

第1段階	方法	公立大津幼稚園（100人）を認定こども園移行（120人）を条件に民営化する。
	再編後	・公立陣内幼稚園（40人） ・公立大津保育園（120人） ・民間認定こども園（120人）
第2段階	方法	公立陣内幼稚園（40人）と公立大津保育園（120人）を統合し、公立認定こども園（160人）とする。
	再編後	・公立認定こども園（160人） ・民間認定こども園（120人）

*（）内は定員数、公立幼稚園は令和4年度児童数（予定）を基にしています。

①メリット・デメリット

- ・第1段階において、0～2歳児の保育の受け皿が確保できる。
- ・課題として、公立から民間に移行することから、在園児と保護者への丁寧な説明が必要となる。（A案、B案では第2段階での課題）

②委員会での意見等

- ・0～2歳児の受け皿確保ができるのは良い。
- ・民営化に早いタイミングで着手できる。
- ・民営化で新規の認定こども園とする場合は、いきなり定員を120人とするのではなく、段階的に規模を大きくする形が良いと思う。
- ・C案で大津保育園を認定こども園とする場合は、安全面も含めて場所の検討をしてほしい。
- ・今回、公立認定こども園をきちんと整備しておくことによって、長い目で見て、大津町の子育て支援が充実していくと思う。第2段階まで時間があるのでしっかり検討してほしい。
- ・在園児と保護者に負担がかからないように、丁寧に説明してほしい。

3 今後のスケジュール

大津幼稚園の民営化については、令和6年度の民間認定こども園開設を目指し、令和4年度から実施に向けて取り組むこととします。また、第2段階の公立認定こども園の整備についても、引き続き検討を行ってまいります。

なお、公立認定こども園の整備等に係る財源については、民営化により生み出される財源を充てることとし、当該財源を基金に積み立てるなどして確保します。

■今後のスケジュール

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和10年度
第1段階	民間移行 公募・選定	移行期間	民間認定こども園開設		
第2段階	施設の内容・ 場所・整備方 法等を検討				

実施計画策定、基本設計、実施設計、
建設、開設

*整備に必要となる財源に対する基金の積み立て状況及びその他の進捗状況によっては、スケジュールの変更もあります。

第5章 再編実現のために

1 方針の推進体制

本方針の推進にあたり、本町全体の子育て環境がより良い方向へ向かうように、子育て支援課を中心とした庁内連携はもとより、各関係機関と連携し、総合的かつ計画的に実施していくこととします。

2 進捗状況の点検と公表

本方針については、「大津町公立保育等再編検討委員会」において、第1段階及び第2段階の進捗状況の点検及び協議を行います。

また、進捗状況及び委員会での検討内容（会議録）等については、町ホームページ等で公表を行い、町民への周知を図っていきます。

参考資料

1. 大津町公立保育等再編検討委員会設置要綱
2. 大津町公立保育等再編検討委員会委員名簿
3. 策定過程
4. 公立保育所・公立認定こども園等アクションプラン（第四次）
具体的な取り組み（全国保育協議会）

1. 大津町公立保育等再編検討委員会設置要綱

令和3年9月17日

要綱第44号

(目的)

第1条 就学前児童の教育・保育におけるニーズの変化に向けて、公立保育等の在り方を見直し、公立保育園及び幼稚園の再編方針を検討するため、大津町公立保育等再編検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 公立保育等の在り方の見直しに関すること。
- (2) 公立保育園・幼稚園の再編方針に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 副町長
- (2) 学識経験者
- (3) 町議会代表
- (4) 公立保育所等を利用する保護者代表
- (5) 地域住民代表
- (6) 保育所等関係者
- (7) 児童福祉関係者
- (8) 町職員
- (9) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は副町長とする。

- 3 副委員長は委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

2. 大津町公立保育等再編検討委員会委員名簿

任期：令和3年10月14日～令和4年10月13日（敬称略、順不同）

番号	区分	関係機関等	氏名	備考
1	委員長	大津町副町長	佐方 美紀	行政
2	副委員長	熊本県立大学	関 智弘	学識経験者
3	委員	大津町議会	山本 富二夫	町議会
4	委員	大津町区長会	家入 立身	地域住民
5	委員	大津町民生委員児童委員協議会	太田 昭子	児童福祉関係者
6	委員	大津町教育委員会	斎藤 陽子	学識経験者
7	委員	大津保育園保護者代表	永野 麻由美	公立保育所等を利用する保護者代表
8	委員	大津幼稚園保護者代表	澤田 香里	
9	委員	陣内幼稚園保護者代表	高津 真理	
10	委員	杉水保育園	備海 伸隆	保育所等関係者
11	委員	総務部長	藤本 聖二	行政
12	委員	教育部長	羽熊 幸治	行政
13	委員	健康福祉部長	矢野 好一	行政
14	委員	大津保育園長	村上小百合	行政
15	委員	大津幼稚園長	坂本 ユミ	行政
16	委員	陣内幼稚園長	田川 順子	行政

事務局	大津町健康福祉部 子育て支援課
-----	-----------------

3. 策定過程

	開催日	議題及び実施内容
1	令和3年10月14日	令和3年度第1回大津町子ども・子育て会議 ・大津町公立保育等再編検討委員会設置説明
2	10月14日	第1回大津町公立保育等再編検討委員会 ・委員会の目的と現状説明
3	11月1日	第1回公立園の在り方を考えるワークショップ ・大津町の子ども・子育て支援の現状と課題
4	11月9日	第2回公立園の在り方を考えるワークショップ ・公立園の役割とは
5	11月16日	第2回大津町公立保育等再編検討委員会 ・公立園の在り方、段階的な再編について
6	12月21日	第3回大津町公立保育等再編検討委員会 ・公立園の再編方針について
7	令和4年1月26日 ～2月16日	パブリックコメント（意見聴取）実施
8	2月21日	第4回大津町公立保育等再編検討委員会
9	3月25日	令和3年度第2回大津町子ども・子育て会議

■ 公立保育所・公立認定こども園等アクションプラン（第四次） 具体的な取り組み

『公立保育所・公立認定こども園等の役割を活かした「アクション」実践事例集』
（発行/社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会）より

公立保育所・公立認定こども園等の強みを活かした「アクション」	公立保育所・公立認定こども園等や市町村行政として取り組むこと	全保協(公立保育所等委員会)が取り組むこと
<p>1. 地域の子育ち・子育てにニーズに即した公共サービスとしての実践</p> <p>(1) 地域における保育サービスの「質」と「量」の両面から整備・具体化を図る。</p> <p>(2) 公私の設立主体や運営主体を問わず、地域全体の保育所・認定こども園等の保育水準を高めよう。</p> <p>(3) 保育の「質」と「量」の両面から子どもの育ちと子育てを地域全体で支えるという、子ども家庭福祉に携わる公務員としての意識化を図る。</p>	<p>(ア) 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定と施行において、公立保育所・公立認定こども園等と協働して市町村行政としての広域的な地域課題を明確化する。</p> <p>(ア) 公立保育所・公立認定こども園等が行政機関の役割として地域の現状を分析し、地域課題を明確化・共有化し、地域全体の保育水準を公私立ともに高めよう。</p> <p>(イ) 各保育所・認定こども園等において課題解決にむけた取り組みを、自治体の子育て支援策へ反映する。</p> <p>(ウ) 過疎地や待機児童の多い都市部など、地域の実情に応じた保育実践を行う。</p> <p>(ア) 公立保育所・公立認定こども園等の使命や役割について、各保育所・認定こども園等あるいは保育所・認定こども園等及び行政間で検討、共有化する。</p>	<p>① 厳しい財政状況のなかで公立保育所・公立認定こども園等による充実した保育サービスの提供方式を研究・検討する。</p> <p>① 全保協が開催する研修会や全国保育研究大会、会報誌等とおして、公立保育所・公立認定こども園等の使命や役割を、関係者や一般社会に向けて広く周知する。</p>
<p>2. 行政機関としてのネットワークを活かした関係機関との連携強化</p> <p>(1) 子育て世帯における子育ての負担感や孤立感に、地域のセーフティネットとしての役割を果たす。</p> <p>(2) 妊娠期からの切れ目のない支援を、保育の専門性や行政機関としてのネットワークを活かし、支援する。</p> <p>(3) 行政機関としてのネットワークを活かし、児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない支援を実践する。</p>	<p>(ア) 保健所や学校、児童相談所をはじめとした子育て支援にかかわる行政機関をはじめ、保育所・認定こども園等や園医、自治会や民生委員・児童委員などの関係機関と連携し、地域のセーフティネットとしての役割を果たす。</p> <p>(イ) 行政の保育担当課等と、連携・協働にむけた取り組みを図る。</p> <p>(ア) すべての子育て家庭が安心して子育てに取り組むことができるよう、保育の専門性や行政機関としての連携を強化し、妊娠期からの切れ目のない支援を行う。</p> <p>(ア) 要保護児童対策地域協議会等へ積極的な参画を図る。</p> <p>(イ) 保護者の不安感に気づくことができるよう、送迎時などにおける丁寧なかかわりのなかで、家庭の状況や問題を把握することにより、児童虐待の発生予防から自立にいたるまでの切れ目のない支援を行う。</p>	<p>① 保育行政機関に対する、公立保育所・公立認定こども園等の意義や役割等の意識啓発・情報提供を、全保協が主催する研修会や全国保育研究大会、会報誌等とおして行う。</p> <p>① 虐待対応にむけた保育所と関係機関、地域住民等との連携のあり方について研究する。</p>
<p>3. とくに配慮を要する子どもの保育やその家庭の支援の充実</p> <p>(1) 専門知識・技術を有した人材により保育を実践する。</p> <p>(2) 障害のある子どもや保護者への支援の拠点づくりにより、活動を強化する。</p> <p>(3) 医療的ケアを要する子どもやその家庭を支援するための体制整備を行う。</p> <p>(4) 外国籍家庭や外国にルーツをもつ家庭、ひとり親家庭、貧困家庭などの社会的困難を抱えている場合の多い家庭を支える。</p>	<p>(ア) 専門性のある保育士・保育教諭等により、保育のノウハウやスキルを、園内をはじめ地域の保育所・認定こども園等の間で伝承する。</p> <p>(イ) 地域の保育所・認定こども園同士で研究、学びあいの場を設定する。</p> <p>(ウ) 行政のネットワークを活かし、養成校や専門機関と連携。それにより専門的な人材を活用し、そのスキルを学ぶ。</p> <p>(ア) 障害児の専門機関との連携を図り、専門機関による保育所・認定こども園等の巡回支援や療育支援等の取り組みを行う。</p> <p>(ア) 保護者の意向や思いを理解したうえで、必要に応じてかかりつけ医や関係機関と連携するなど、社会資源を活かしながら、医療的ケアを要する子どもやその家庭に対し個別支援を行う。</p>	<p>① 全国的なネットワークを活かし、専門家や実践者等を招いた研修会の開催や、会報誌等を用いた広報活動を行う。</p> <p>② 先駆的な事例を紹介する（地域のセンター・旗鑑的・拠点的機能として発揮しているものなど）。</p> <p>① 全国的なネットワークを活かし、専門家や実践者等を招いた研修会の開催や、会報誌等を用いた広報活動を行う。</p>
<p>4. 保育士等の資質・専門性の向上</p> <p>(1) 保育士・保育教諭等や看護師等を含む職員の研修内容を充実化し、地域全体の保育の「質」の向上を図る。</p> <p>(2) 地域全体の保育関係者の労働環境の向上にむけた取り組みを行う。</p>	<p>(ア) 地域の保育所・認定こども園等の協働による、地域全体の保育の「質」の向上にむけた研修会を企画・実施する。</p> <p>(イ) 教育・保育施設長(所長・園長)や保育士・保育教諭、看護師等の職種に応じた計画的な研修体制を構築し、地域間で共有を図る。</p> <p>(ウ) 保育所・認定こども園等の自己評価や第三者評価の受審、保育士・保育教諭等の自己評価に取り組み、そのノウハウを地域で共有する。</p> <p>(ア) 各保育所・認定こども園等の勤務実態や職場環境の課題の明確化と、地域全体での課題の共有化、行政担当課等と連携した取り組みを行う。</p>	<p>① 教育・保育施設長や保育士・保育教諭等の研修体系を確立しその普及を図る。</p> <p>② 全国的なネットワークを活かし、専門家や実践者等を招いた研修会の開催や、会報誌等を用いた広報活動を行う。</p> <p>③ 保育所・職員等の自己評価の導入にむけ支援する。</p> <p>① 「全国の保育所実態調査」の結果等による、保育所・認定こども園等の職場環境に関する問題提起を行う。</p>
<p>5. 地域住民との協働、子育て文化の創造</p> <p>(1) 地域住民とのつながり、地域全体で子どもを育てよう意識を高める。</p> <p>(2) 地域のあらゆる子育て家庭を支え、その家族が地域で心豊かに住み続けることができるまちをめざす。</p>	<p>(ア) ニーズに応じ、園庭開放や保育室開放などの、乳幼児を抱えた保護者への支援など、地域の保育機能を高める取り組みの中心的役割を図る。</p> <p>(イ) 自治会、町内会等の行事への参加や交流などとおして、関係づくりをする。</p> <p>(ウ) 園だよりや行政の機関紙、ホームページ等とおして、保育所・認定こども園等の取り組みを地域へ発信する。</p> <p>(エ) 地域型保育事業等における連携施設等への支援をすすめる。</p> <p>(オ) 地域のあらゆる子育て家庭のニーズに応じて、子育てサークルや子育て支援グループなどへの支援を行う。</p> <p>(カ) 世代間や異年齢交流を推進する。</p>	<p>① 保育所・認定こども園等と地域との連携や、保育所・認定こども園等が実践する相談援助技術等に対するノウハウを提供する。</p>
<p>6. 公立保育所・公立認定こども園等の果たす役割の重要性、必要性のPR</p>	<p>(ア) 園だよりや行政の機関紙、ホームページ等とおして、公立保育所・公立認定こども園等の実践を地域、住民にむけて発信し、その果たす役割の重要性や必要性をPRする。</p>	<p>① 全国各地における公立保育所・公立認定こども園等や保育行政が行う有意義な実践を、全保協が主催する研修会や全国保育研究大会、会報誌等とおして紹介・普及する。</p> <p>② 公立保育所・公立認定こども園等の意義・役割を広く一般社会に向けて普及する。</p>

大津町公立保育等再編方針

発行 令和4年3月

大津町健康福祉部 子育て支援課

〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津 1233 番地

T E L 096-293-3111 (代表)

096-293-5981 (直通)

F A X 096-293-0474

E-mail kosodateshien@town.ozu.kumamoto.jp